

# 月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用・厚生労働省・国土交通省・(株)官公通信社・高齢者住宅新聞社・福祉新聞・日本経済新聞 他

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会  
〒501-3246  
関市緑ヶ丘2-5-78  
TEL：0120-337-301  
FAX：0575-24-5733

## 2022年10月の 障害報酬改定で処遇改善 加算続くか危ぶむ声も



厚生労働省は3月28日、今年10月の障害報酬臨時改定に関する方針を固めた。障害福祉サービスに従事する職員の賃金を今年2月から9月までは全額国費の交付金により平均3%（月額9000円）上げるが、その効果を10月以降は障害報酬の新しい加算で維持する。加算の算定要件は9月分までの交付金の要件を継続する。

年度途中で算定要件を変更すると、事業所の事務に支障が出るため、それを回避する。加算額の3分の2以上は基本給や毎月決まって支払う手当に充てること、事業所内の配分に制限を設けないこと——といった要件を踏襲する。

同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に10月改定の方針を示し、アドバイザーから了承を得た。事業所は8月に申請し、10月のサービス提供分から新しい加算が算定され

る。

報酬の上げ幅となる加算率はサービスの種類ごとに差を設ける。居宅介護は4・5%で最も高く、生活介護は1・1%で最も低い。障害児入所施設は3・8%、施設入所支援は2・8%、グループホームは2・6%。就労系サービスは1・3%とする。

報酬改定による加算で対応するため、その所要額の半分（2022年度は128億円）は国が負担するが、残り半分は都道府県と市町村が負担する。23年度以降、この加算が続くのか危ぶむ声があるが、厚労省は「少なくとも23年度分までは確保できる」としている。

事業者にとって報酬改定の内容は事業を運営する上で、非常に重要な問題だ。賃金の上昇分を、2022年10月以降に新しい加算で維持される方向性が出ているのは前向きな内容であるが、障害報酬臨時改定では他に事業者にとって痛手となる改定の方針が出されることも想定される。

今一度事業者は、既存事業の見直しを図るべきだ。サービスの質の向上やスタッフへの待遇の見直しも図るとともに、今後の事業展開として既存事業所のモデルチェンジや新規事業所の開設も早期に検討し、対策を先手、先手で打っていくことが必要不可欠である。